

竹本さん本人訴訟 不当判決！！

平成28年1月25日、大阪第二運輸所の竹本さんが提訴していた平成26年(ワ)第30001号賃金請求事件(ボーナスカット本人訴訟)で、大阪地方裁判所は、不当判決を言い渡しました。

この裁判は、竹本さんが平成25年の夏季手当減額の撤回と減額理由を求めて、労働審判の申立を行いました。しかし、会社は、労働審判の中でも、10件の非違行為があったとするだけで、関わった管理者の名前など明らかにする考えはないと主張し、具体的な減額理由の開示を拒否したため、平成26年1月16日、「労働審判法第24条適用(労働審判として結論を出すことは、なじまない)」とされました。

そこで竹本さんは、ボーナスカット理由とされる非違行為について、すべて5W1Hで具体的に明らかにさせるために闘うことを決意し、平成26年2月19日、「訴状に代わる準備書面」を大阪地方裁判所に提出し、本人訴訟での闘いが開始されました。

平成26年4月15日の第1回口頭弁論、竹本さん本人の意見陳述からはじまり、裁判所は、竹本さんに注意・指導したとする6名全ての管理者の証人尋問を決定し、平成27年10月9日、第8回弁論において、6名の被告管理者の証人尋問が行われました。そして平成28年1月25日、判決が言い渡されました。

しかしながら、大阪地方裁判所は、管理者の「手書きのメモ」には一切触れることなく、竹本さんの主張を認めず、ボーナスカットを容認する不当判決を下しました。

私たちは、この不当判決に対して、憤りをもって弾劾します。

私たちは、不当なボーナスカットをすることにより、「より一層物言わせぬ職場づくりを目指す会社の労務管理が貫徹される」とこれまでも職場内外で訴え続けてきました。

これからも、物言える職場環境を取り戻すべく、さらなる職場からの闘いを強化します。